

出産・子育て 応援給付金のお知らせ

国の施策に基づき、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産し子育てができるよう、出産・子育て応援給付金を支給します。

妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ子育てサポートを行うとともに、出産・育児関連用品の購入などの負担を軽減する経済的支援です。



1 支給対象者

● 出産応援給付金

- ・令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした方
- ・令和4年4月1日以降に出生した児童の養育者

● 子育て応援給付金

- ・令和4年4月1日以降に出生した児童の養育者

2 支給額

● 出産応援給付金

妊婦一人あたり5万円

● 子育て応援給付金

児童一人あたり5万円

3 給付金の支給手続き

● 妊娠の届け出日もしくは児童の生年月日が令和4年4月1日～令和5年1月31日の方

対象の方には案内文書を発送していますので、文書に記載された必要なものをお持ちの上、3月17日(金)までに役場1階健康こども課(3番窓口)までお越しください。

● 妊娠の届け出日もしくは児童の生年月日が令和5年2月1日以降の方

申請書類の記入のほか、アンケートへの回答、助産師・保健師との面談が必要となりますので、通帳・印鑑をお持ちの上、役場1階健康こども課(3番窓口)までお越しください。

4 支給日

● 案内文書が届き、期日までに手続きを終えた方

3月30日(木) (申請の際に指定された銀行口座に支給)
※3月17日(金)までに支給手続きが難しいという方は、必ず健康こども課までご連絡ください。

● 令和5年2月1日以降に妊娠や出生の届け出をした方

助産師・保健師との面談後、随時支給します。



問合先 / ☎ 2-2171 健康こども課子育て支援係 (内線522・526)
健康支援係 (内線592・593)